

○新見市立中央図書館条例

平成28年12月19日

条例第48号

新見市立新見図書館条例（平成17年新見市条例第322号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 中央図書館（第3条―第11条）

第3章 中央図書館喫茶室（第12条―第16条）

第4章 図書館協議会（第17条―第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集、整理及び保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、新見市立中央図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。

（施設の名称及び位置）

第2条 新見市立中央図書館に設置する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

施設の名称	位置
中央図書館	新見市新見123番地2
中央図書館喫茶室	新見市新見123番地2

第2章 中央図書館

（事業）

第3条 中央図書館（以下「図書館」という。）は、おおむね次の各号に掲げる事項を行う。

- （1） 図書、記録、視聴覚教育資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般市民の利用に供すること。
- （2） 図書館資料の目録を整備すること。
- （3） 図書館資料の利用についてその相談に応ずること。
- （4） 他の図書館及び学校に附属する図書館又は図書室と連絡し協力すること。
- （5） 読書会、鑑賞会、映画会、研究会、資料展示会等の開催及びその奨励を行うこと。
- （6） 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- （7） 学校、公民館及び各種文化団体と緊密に連絡し協力すること。
- （8） その他図書館活動に必要な事項

（職員）

第4条 図書館に館長その他必要な職員を置き、教育委員会が任命する。

2 前項に定める職員は、必要に応じて地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として置くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第5条 前条第2項に定める職員の報酬、手当及び費用弁償については、新見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新見市条例第21号）の定めるところによる。

（図書館資料の複写及び手数料）

第6条 図書館資料は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定に基づき、その資料を複写することができる。

2 前項の規定による図書館資料の交付を受けようとする者は、その申請の際、複写用紙1枚につき20円の手数料を納付しなければならない。ただし、多色刷りのものにあつては、複写用紙1枚につき100円の手数料を納付しなければならない。

（使用の許可及び制限）

第7条 図書館の別表に掲げる会議室等（以下「会議室等」という。）については、図書館奉仕に支障のない場合に限り、一般に使用させることができる。

2 前項の規定により会議室等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

（1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2） 図書館の管理上支障があると認められるとき。

（3） 専ら営利を目的とするとき。

（4） 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

（5） その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

（使用料）

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設使用料を納めなければならない。

2 施設使用料は、別表に定めるとおりとする。

3 施設使用料は、その使用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 使用者は、第2項に定めるものを除くほか、会議室等の附属設備・器具を使用する場合は、別に定める額を使用後直ちに納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第10条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 1 1 条 本章の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第 3 章 中央図書館喫茶室

(指定管理者による管理)

第 1 2 条 中央図書館喫茶室（以下「喫茶室」という。）の管理及び運営に関する業務は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 1 3 条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 来館者への憩いと交流の場の提供
- (2) 喫茶室の施設及び附属設備の維持及び管理に関する業務
- (3) その他喫茶室の運営に必要な業務

(指定管理者の指定の期間)

第 1 4 条 指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定の日から起算して 5 年以内とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

(指定管理者の指定手続等)

第 1 5 条 指定管理者の指定手続等については、新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 7 年新見市条例第 1 4 号）の規定に基づき実施するものとする。

(委任)

第 1 6 条 本章の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第 4 章 図書館協議会

(図書館協議会)

第 1 7 条 図書館法第 1 4 条の規定に基づき、図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員 1 0 人以内をもって組織し、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の職務)

第 1 8 条 協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関とする。

(委任)

第 1 9 条 本章の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定に基づき在任する図書館協議会委員は、

改正後の条例の規定に基づく図書館協議会委員になるものとし、その任期は改正前の条例の規定による図書館協議会委員の残任期間とする。

（準備行為）

- 3 第15条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、施行の日前においてもこの条例の相当規定の例により行うことができる。

附 則（令和2年3月23日条例第28号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第7条、第8条関係）

施設使用料

区分	使用料（1時間につき）
会議室	600円
和室	300円
市民学習室	400円